

千葉労連代議員の矢澤です。議案書 19 ページオスプレイ配備問題、15 ページのコロナウイルスに関する労働相談の強化について、補強する立場で発言します。

まず、オスプレイの配備問題についてです。今月の 10 日と 16 日に自衛隊の木更津駐屯地にオスプレイの暫定配備が強行されました。オスプレイの危険性については皆さんもご存じの通り、機体が重くて落下の可能性が高く、アメリカでは「空飛ぶ棺桶」と呼ばれているほど危険な飛行機である、爆音による騒音被害、維持するのに多額の税金がかかるなどがあります。

10 日の前に配備予定だった 6 日と 8 日は、天候不良により配備が延期されました。有事の際に天候不良の場合は飛行することができないものが、災害救助や防衛をできるのかと言いたくなりますが、それ以前の問題としてコロナ禍の現状で軍事費にまわすお金があるなら、医療体制を拡充させることをはじめとした社会保障を充実させること、そして労働者の雇用と中小業者の経営を守るためにまわすべきです。

防衛省との合意文書では、「暫定配備期間は 5 年以内を目標とする」としていますが、閣議決定された政府答弁書は、「配備期間は明示できない」としており、このままでは恒久配備に繋がりがねません。千葉労連として近隣の都県のみなさんと協力をして、訓練の中止と暫定配備容認を撤回させるために引き続き運動を強化していきます。

続いてコロナ問題の労働相談についてです。千葉労連の労働相談センターは 1 ヶ月に 6 ～70 件の労働相談が寄せられます。このコロナ禍において相談件数は激増し、4 月と 5 月は 1 ヶ月で 150 件を超えました。相談内容は休業補償についてが一番多く、そのほかにも解雇や雇止めを言い渡されるなど、深刻なものが多くあります。

コロナ問題の相談内容については、ここ最近変化があります。この間の 6.6 コロナ問題相談会のほかにも、千葉県独自で県内の弁護士や民主団体と共同して電話相談会に取り組んできましたが、労働相談にとどまらず、生活していくことが困難であるという相談が増えています。これはまさしくリーマンショック後の派遣切りにより、派遣労働者が生活困窮に追い込まれた 2009 年ごろの状況に似ています。今後は反貧困の取り組みも県内で様々な団体とつながり、広げていきたいと考えています。

最後に要望です。2020 年の秋季年末闘争についてですが、付属議案 11 ページの「休業 10 割補償は当然」の取り組みについてです。この取り組みについて支持すると同時に、国の制度としても労働者を救う仕組みを作らせる必要があると思います。

現在最低賃金付近で働く労働者は、法律の最低基準の休業補償が支給されても、それは最賃以下のとても生活していける金額ではありません。ぜひ全労連として法改正をさせることも視野に入れ、雇用調整助成金の下限設定を作らせることを厚生労働省に要請していただきたいということを要望しまして、私からの発言とします。